

令和3年6月15日

保護者の皆様へ

大阪市立住之江中学校
校長 奥野直健

学校徴収金の納入について（お願い）

平素は、本校教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

6月分学校徴収金につきまして、下記のとおり徴収しますので、ご準備をお願いします。

1. 預金口座自動振替日

令和3年6月28日（月）

※入金は前日までにお願いします。

2. 6月徴収金額

	生徒費 (前年度就学援助費認定のご家庭)	積立金	合計
			(前年度就学援助費認定のご家庭)
1年生	4,000円 (4,000円)	8,000円	12,000円 (12,000円)
2年生	0円 (2,127円)	8,000円	8,000円 (10,127円)
3年生	2,000円 (4,629円)	0円	2,000円 (4,629円)

※ 振替手数料11円を足した金額の入金をお願いします。

※ 前年度就学援助費が認定されているご家庭は、前年度繰越金がないため徴収金額が異なります。
(今年度認定された場合は支給されます)

※ 6月7日までに今年度就学援助を申請されているご家庭は、6月分生徒費の引落しはありません。
就学援助の審査結果が否認定だった場合、9月に徴収します。

※ 教育扶助費受給者（生活保護世帯）のご家庭は徴収金額が異なります。

教育扶助費受給者の6月徴収金額

	生徒費	積立金	合計
1年生	2,064円	8,000円	10,064円
2年生	1,733円	8,000円	9,733円
3年生	3,596円	0円	3,596円

（裏面に続く）

3. 現金納入の方

預金口座を届けられていない方には、納入通知書を配付します。その通知書に現金をそえて、本校事務室までご持参ください。

また、納入方法を口座からの引き落としに変更を希望される方は、池田泉州銀行窓口でお手続きのうえ、預金口座振替依頼書を事務室までご提出ください。

預金口座振替依頼書をお持ちでない方は、住之江中学校事務室までご連絡ください。

4. 振替不能に対する再振替の実施について

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、希望されるご家庭のみ再振替を実施します。

学校徴収金の納入方法を口座振替に設定されているご家庭については、5月・6月分の学校徴収金の口座振替が残高不足等で引き落としができなかった場合、7月分の徴収金と合わせて引き落としを行うことができます。

ご注意ください

再振替は自動では行われません。

7月7日（水）17時までに、住之江中学校事務室(06-6683-0001)までお電話で再振替の希望を申し出ていただいたご家庭について実施します。

5. 就学援助申請の期日について

令和3年度(4月1日認定)分の就学援助申請締切日は6月30日（水）までです。

※申請区分「一般2」は書類審査となりますので、申請理由が確認できる証明書類の添付が必要です。（教育扶助費を受給しているご家庭は申請書のみご提出ください）

※申請書をお持ちでない方は住之江中学校事務室までご連絡いただくな、住之江中学校ホームページをご確認ください。

ご不明な点等ございましたら、事務室(06-6683-0001)までお問い合わせください。